

奈良県告示第百三十四号

次の奈良県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第二十七条第一項の規定により、令和四年三月二十二日付け文部科学省告示第三十八号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

令和四年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

彫刻の部

名称	員数	所有者・住所	所在地	県指定告示年月日
木造弥勒菩薩坐像 像内に元亨二年九月二十九日祐俊等の願文及び延宝三・四年の修理銘、納入品がある。 附像内納入品一、奉納弥勒内心御念仏壺万遍（桐箱入） 延宝三稔 八月八日	一躯	西大寺 奈良市西大寺芝町一丁目一番五号	奈良市西大寺芝町一丁目一番五号	昭和四十七年三月十七日

附奉御念

仏帳 一

冊

延宝四年

辰六月十

三日附奉

書写御念

仏帳 一

冊

南無弥勒

仏名号

一紙

一、奉納弥勒

内心三千

三百三昧

所 (桐箱

入)

一切如来

心秘密余

身舍筐印

陀羅尼等

一元空敬

白 一卷

南無弥勒

菩薩名号

(版刷)

一紙

一、弥勒菩薩

名号 一

紙

